附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）及び関係法律の規定に基づき、並びに建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）を実施するため、建築基準法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年一月二十九日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

建築基準法施行規則等の一部を改正する省令

（建築基準法施行規則の一部改正）

第一条　建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第三条の十八第十号中「及び」を「並びに」に改め、「第三条の二十六第一項第五号」の下に「及び第四項第四号」を加え、「単に」を削る。

第三条の二十六第四項に次の一号を加える。

四　修了証明書の写し

第六条の十、第六条の十二、第六条の十四及び第六条の十六中「及び第三条の二十六第一項第五号」を「並びに第三条の二十六第一項第五号及び第四項第四号」に改める。

別記第十八号の十二様式及び別記第三十七号の二様式から別記第三十七号の五様式までの様式中「㊞」を削る。

（建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成七年建設省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十条第九号中「単に」を削る。

第十八条第四項に次の一号を加える。

三　修了証明書の写し

別記第二号様式中「㊞」を削る。

（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第三十条第六号中「単に」を削る。

第三十四条第四項中「教材並びに」を「教材、」に改め、「答案用紙」の下に「並びに修了証の写し」を加える。

別記第三十三号様式中「㊞」を削る。

（国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年国土交通省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

別表第一（第三条及び第四条関係）

改正後	
（略）	
建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）	第三条の二十二第一項（これらの規定を第六条の十、第六条の十二、第六条の十四及び第六条の十六において準用する場合を含む。）及び第三条の二十六第四項
（略）	
特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成五年建設省令第十六号）	第十五条第三号
建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成七年建設省令第二十八号）	第十八条第四項

改正前	
（略）	
建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）	第三条の二十二第一項（第六条の十、第六条の十二、第六条の十四及び第六条の十六において準用する場合を含む。）及び第三条の二十六第四項（第六条の十、第六条の十二、第六条の十四及び第六条の十六において準用する場合を含む。）
（略）	
特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成五年建設省令第十六号）	第十五条第三号